

<医師用>

登園許可書

わかばこどもえん五日市 園長殿

園児氏名

住所

生年月日 年 月 日 歳

病名:

年 月 日 ~ 年 月 日

上記の疾病治癒し登園しても差し支えありません。

上記の通り証明致します

年 月 日

医師:

印

伝染性の疾患

* 集団生活の場合には、乳幼児の伝染性疾患は非常に拡がりやすいものでどうしても皆様に協力していただかなければなりません。

* 伝染性の病気がすっかり治って伝染するおそれが無くなってから登園してください。

登園の際、医師の「登園許可書」または保護者記入の「登園届」を提出してください。用紙は園にあります。

登園してはいけない病気

感染症(コレラ、赤痢など)以外にも他の園児に伝染する恐れがあるために、学校保健法により、登園を停止される病気があります。

(下記の停止期間は原則的な基準であり、症状によって異なります。)下記以外の病気でも感染症の病気にかかった場合は

登園を控え、治癒後の登園について医師と相談し登園届(保護者記入)に記入し登園してください。

登園許可書(医師記入)が必要な病気

病名	登園停止の期間
百日ぜき	特有のせきが消滅するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで。
風疹(三日ばしか)	発疹がなくなるまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで。
咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消滅した後2日を経過するまで。
腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含む) 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の伝染病	完全に治るまで。ただし専門医が適当と認める 予防措置をしたとき、または病状により伝染のおそれがないと認めるときはこの限りではない。

学校保健法施行規則第20条より抜粋
学校保健法施行規則が一部改正されました
2012年4月1日より施行